

事務連絡  
令和2年4月13日

各 { 都道府県  
指定都市 動物愛護管理主管課（室）長 殿  
中核市

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた  
動物の愛護及び管理に関する法律の運用について

新型コロナウイルス感染症については、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められたことから、4月7日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言がなされたところです。緊急事態措置を実施すべき期間は、4月7日から5月6日までとされ、当該措置を実施すべき区域として、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県（以下「特定都道府県」という。）が指定されました。

4月7日に一部変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）によれば、特定都道府県は、特措法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請や施設の使用制限の要請、指示等をその効果を見極めた上で行うこととなっています。

一方、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）については、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が本年6月1日に施行されます。制度変更の時期と重なることで様々な問合せがあることが想定されますので、下記の点について御了知の上、法及び改正法の適切な運用に特段の御配慮をお願いいたします。

本通知は、緊急事態宣言を契機として発出するものですが、緊急事態措置を実施すべき区域が今後追加される可能性もあること、新型コロナウイルス感染症の影響は全国各地に及んでいることから、今般の緊急事態宣言に基づく特定都道府県に限らず御留意下さい。また、法及び改正法の運用について追加で御連絡ある場合は、別途通知いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

改正法に関して、第一種動物取扱業については、登録拒否事由の追加、販売時に行う対面説明場所の事業所への限定、動物取扱責任者の要件の厳格化等の規制強化が行われ、本年 6 月 1 日から施行される。また、改正法により、特定動物の愛玩飼養等が原則として禁止されるとともに、新たに規制されることとなる交雑種である特定動物の飼養等を現に行っている者については、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 152 号）第 3 条の規定に基づき、本年 3 月 2 日から、改正後の法第 26 条第 1 項の許可の申請の受付が開始されている。

各地方自治体におかれては、地域毎の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を鑑み、第一種動物取扱業の登録、特定動物の飼養等に係る申請等の相談があった際は個別に事情を聴取しつつ、現下の状況を踏まえて適切な対応をお願いしたい。

例えば、第一種動物取扱業の登録や更新、特定動物の飼養等の許可申請等の円滑な事務処理のための現地確認を始めとする業務の簡略化、外出の自粛等が要請されている状況にあっては、郵送・オンライン（メール等）による申請受付等の申請方法の多様化等、各地域の実情に応じて、必要な配慮がなされるようお願いしたい。

また、従前から予定していた事業者等への立入検査や、義務の不履行等に伴う勧告・命令等の法律上の措置についても、現下の情勢において行政の柔軟な対応が求められていることや地域及び事業者の事情を踏まえ、適切な判断が行われるよう徹底していただきたい。

以上